

プルトニウム混合燃料に関する懇談会設置要綱

(目的)

第1条 中国電力株式会社が島根原子力発電所に導入するウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用に係る事前了解願いについて検討を行うため、「プルトニウム混合燃料に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、島根原子力発電所でのウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用に係る安全性、必要性等に関する事項について検討を行い、知事に意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内、特別委員3人及び参与2人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱した者とする。
3 特別委員は、行政関係者で相当な識見を有する者のうちから、知事が委嘱し、または任命した者とする。
4 参与は、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会顧問のうちから、原子力工学専門家をあて、専門的、技術的助言を行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長1名及び副会長2名を置く。
2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
3 会長は、懇談会を代表し、懇談会の事務を掌理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 懇談会の会議の議事は、特別委員及び参与を除く出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、会長が必要と認める時までとする。

(事務局)

第7条 懇談会の庶務は、消防防災課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月10日から施行する。